平成30年11月9日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

勝央町役場　健康福祉部

訪問介護(生活援助中心型)の回数が多い居宅サービス計画の届出について(通知)

勝央町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例第１５条第２０項の規定の基づき、平成３０年１０月より厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づける場合にあっては、その妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を保険者へ届出ることが必要となりました。つきましては、提出書類等について下記のとおり通知いたします。

記

１　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数（１月あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 基準回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

＊生活援助中心型のみ対象（身体介護が混在するサービスは除く）

２　届出の時期及び期限

平成３０年１０月１日以降に、**利用者の同意を得て交付(作成または変更)**した居宅サービス計画により、上記回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出が必要です。

＊サービス内容の見直しの時期(介護認定の更新又は変更、長期目標の見直し、生活援助の回数変更等)に提出が必要です。

３　提出書類

①訪問介護(生活援助中心型)の回数が多い居宅サービス計画の届出書（兼理由書）

②居宅サービス計画書 (第１表～第７表)

＊第１表は、利用者へ交付し署名があるもの。

＊第５表は、生活援助が必要な理由の記載があるページのみ提出可。

③基本情報

④課題分析表

⑤訪問介護計画

⑥アセスメント表

４　注意事項

（１）居宅サービス計画作成にあたっては、居宅介護支援及び訪問介護に係る基準省令を遵守してください。

（２）届出なくサービスを利用した場合、またはサービス利用に妥当性がないと判断された場合は、保険給付の対象にならない場合があります。

（３）ご提出いただいた居宅サービス計画は、地域ケア会議において必要に応じ検証する場合があります。